

平成29年度第1回 佐渡市都市計画審議会資料

平成29年11月13日（月）
市役所本庁舎 3階 大会議室

県決定・市決定について

- (1) 佐渡都市計画区域の変更について(新潟県指定)
- (2) 佐渡圏域広域都市計画マスタープランの策定について(新潟県決定)
- (3) 都市計画区域名の変更に伴う名称変更について(佐渡市決定)
- (4) 佐渡都市計画下水道の変更について(佐渡市決定)
- (5) 佐渡都市計画公園の名称変更について(佐渡市決定)
- (6) 佐渡都市計画汚物処理場の変更について(佐渡市決定)
- (7) 佐渡都市計画臨港地区の変更について(新潟県決定)

経緯の概要

- 平成29年6月8日 : 住民説明会
- 平成29年7月18日 : 公聴会(中止)
- 平成29年9月29日
~10月13日: 法第17条縦覧(案の縦覧)
- 平成29年11月13日 : 佐渡市都市計画審議会
- 平成29年11月22日 : 新潟県都市計画審議会(予定)

(1) : 都市計画区域の変更について
(新潟県指定)

都市計画区域について

○「都市計画区域」とは（都市計画法第5条）

- ・ 自然的、社会的条件並びに人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を指定

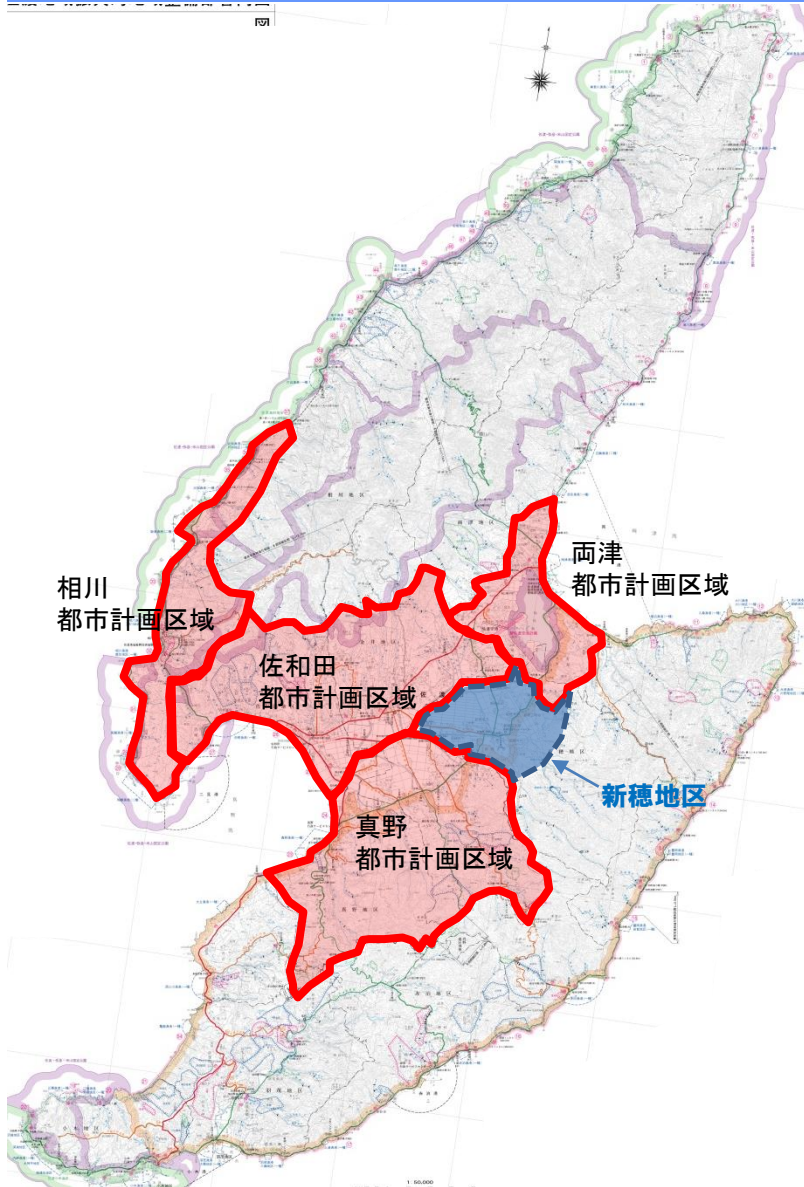
○ 県が「都市計画区域」を指定

都市計画区域の再編の基本的な考え方

○「新潟県の都市計画区域再編に関する提言」より

- ① 1つの市町村に複数の都市計画区域を有しないことを基本
- ② 都市として一体的に計画・整備・保全することが適当な地域は都市計画区域の統合を行い、広域化を図る
- ③ 都市計画区域外で開発が行われている地域及び今後開発が予想される地域を積極的に都市計画区域に含める

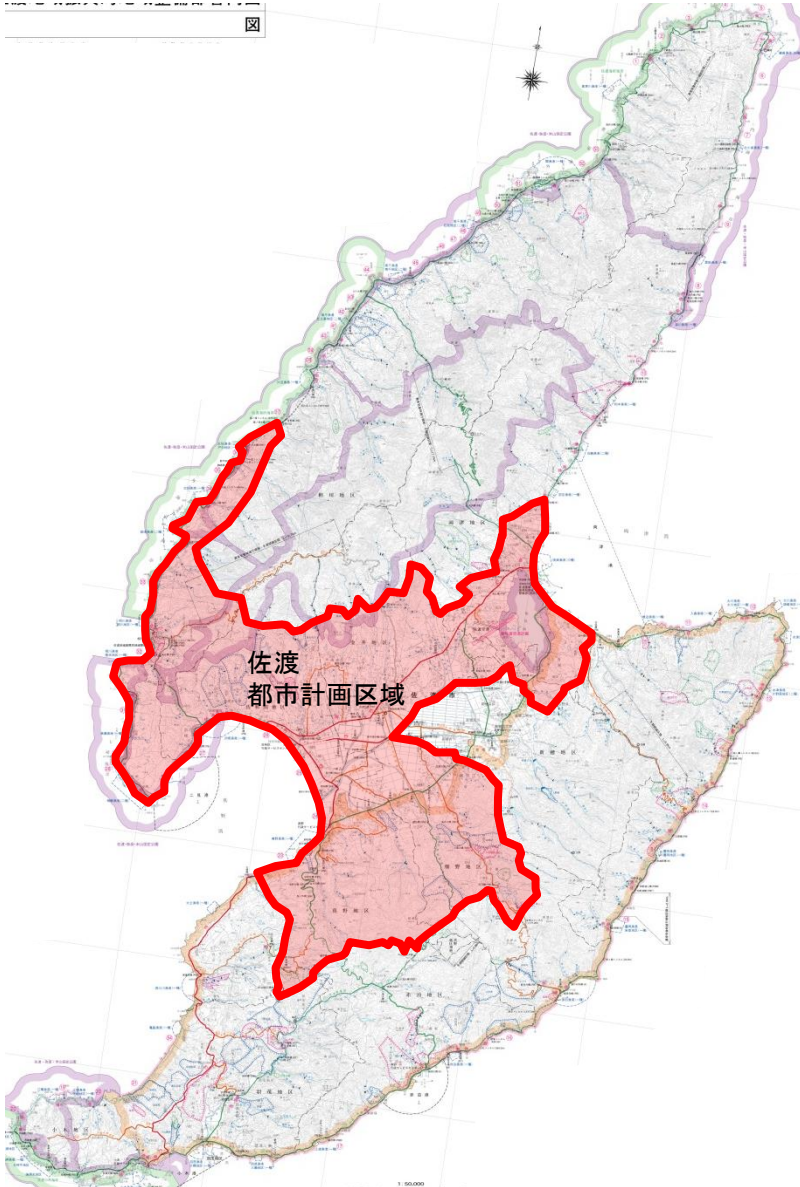
現在の都市計画区域について



● 都市計画区域（現行）

都市計画 区域名	当初指定 年月日	区域エリア
両 津	S22.9.11	旧両津市、旧新穂村
相 川	S12.4.7	旧相川町
真 野	S27.3.28	旧真野町、旧畑野町
佐和田	S25.5.23	旧佐和田町、旧金井町

都市計画区域の変更について



● 都市計画区域（現行）

- 両 津 都市計画区域
- 相 川 都市計画区域
- 真 野 都市計画区域
- 佐和田 都市計画区域



● 都市計画区域を統合（4→1）

佐 渡 都市計画区域

（２）：佐渡圏域広域都市計画マスタープランの策定について（新潟県決定）

- ① 広域都市計画マスタープランの概要
- ② 佐渡圏域計画について
- ③ 佐渡都市計画区域マスタープランについて

① 広域都市計画マスタープランの概要

広域都市計画マスタープラン圏域図

圏域	構成市町村
村 上	村上市、関川村、粟島浦村
新 潟	新発田市、聖籠町、胎内市、新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町
県 央	三条市、燕市、加茂市、弥彦村、田上町
中 越	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町、柏崎市、刈羽村
魚 沼	魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町
上 越	上越市、妙高市、糸魚川市
佐 渡	佐渡市

佐渡圏域



粟島浦村



上越圏域

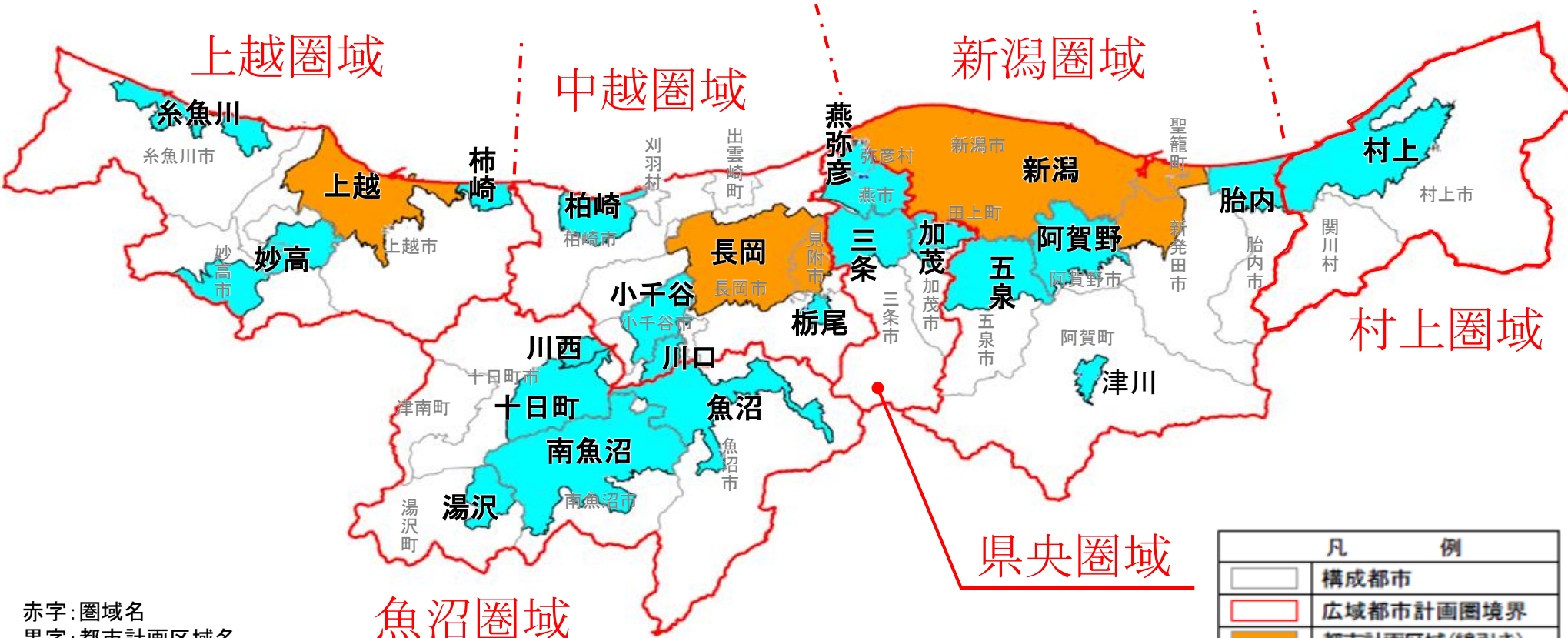
中越圏域

新潟圏域

村上圏域

魚沼圏域

県央圏域



赤字: 圏域名
黒字: 都市計画区域名
灰字: 市町村名

凡 例	
	構成都市
	広域都市計画圏境界
	都市計画区域(線引き)
	都市計画区域(非線引き)

広域都市計画マスタープラン 策定の経緯と概要

都市計画区域マスタープラン（平成16年5月）→ 社会経済情勢の変化

地方分権の進展

- ✓ 地域主権一括法の施行により、都市計画事務は県から市町村に権限移譲が進む一方、県には広域的な見地からの調整がより求められるようになっている。

市町村合併の進展

- ✓ 広域合併により一つの市に複数の都市計画区域が存在し、都市計画区域マスタープランより市町村マスタープランの対象範囲の方が広域となっている。（逆転現象が生じている）
- ✓ 広域合併やモータリゼーションの進展等により、県民生活が都市計画区域を越えて広域化してきている。

対応すべき課題の変化

- ✓ 【人口減少】インフラの効率的な利用、にぎわいや活力の創出
- ✓ 【高齢化】安心・安全な生活環境、利便性の高い交通の確保
- ✓ 【環境保全】生態系の保全、地球環境問題への対応、美しい景観の保全
- ✓ 【防災】度重なる地震や水害を踏まえた防災対策の強化

◎ アドバイザー会議

◎ 市町村意見

〔広域都市計画マスタープラン策定基本方針（平成26年6月）〕

【基本方針1】 県と市町村の役割分担の明確化

【基本方針2】 対象範囲の広域化

【基本方針3】 変化する課題への対応

（人口減少）（高齢化）（環境保全）（防災）

『 広域都市計画マスタープラン 』 の策定に着手



広域都市計画マスタープランの構成

広域都市計画マスタープラン

- ・ 圏域計画と圏域に含まれる各都市計画区域マスタープランで構成

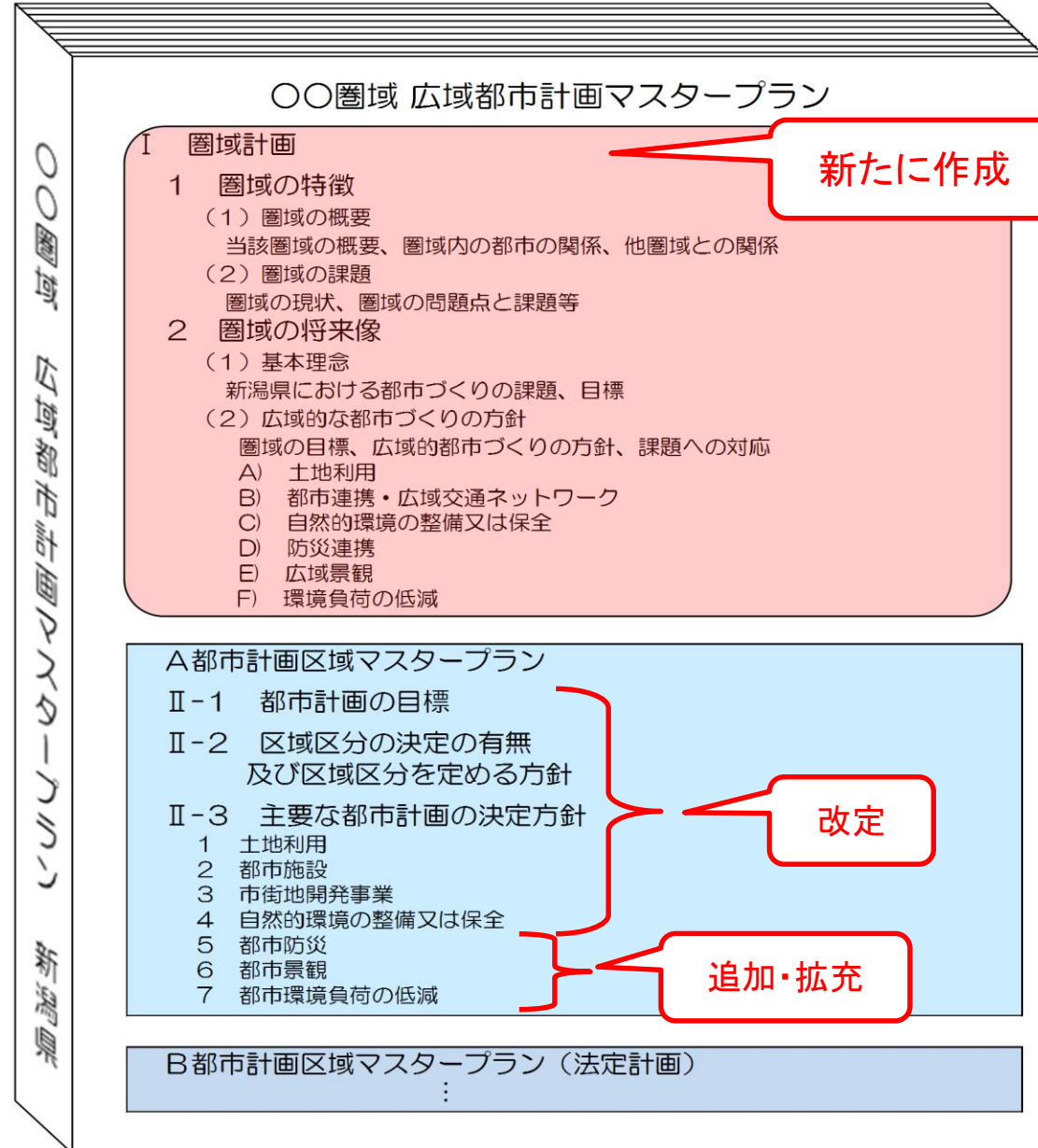
圏域計画

- ・ 県が任意に定める計画
- ・ 県内7圏域ごとに策定
- ・ 都市計画区域の指定の有無にかかわらず県土全域を対象
- ・ 圏域で共通する課題や広域的な都市づくりの目標を定めるもの
- ・ 都市計画区域マスタープランの改定にあわせ新たに作成

都市計画区域の 整備・開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

- ・ 都市計画法第6条の2に基づく計画
- ・ 都市計画区域ごとに策定
- ・ 都市計画区域内を対象
- ・ 圏域計画を踏まえて、都市計画区域における都市計画の基本的な方針を定めるもの
- ・ 平成16年に策定し今回改定

【構成イメージ】



都市計画マスタープランの体系

広域都市計画マスタープラン（県）

- 「圏域計画」
- 「都市計画区域マスタープラン」

即する

市町村都市計画マスタープラン（市町村）

即する

即する

（市町村が
定めるもの）

個別の都市計画

土地利用

- 区域区分
- 用途地域
- 高度地区 など

都市施設

- 道路
- 公園
- 下水道 など

市街地開発事業

- 土地区画整理事業
- 市街地再開発事業 など

② 佐渡圏域計画について

<広域的な都市づくりの方針>

①圏域の目標

「離島固有の自然・歴史的資源を活かした交流圏域」

- 拠点と集落の連携による自立した圏域の形成
- 離島固有の特徴を活かした交流の拡大
- 多様で特徴的な地域資源の保全と活用
- 災害に対して安全・安心に暮らせる都市

②広域的な都市づくりの方針(抜粋)

1. 土地利用

- 市街地の拡大抑制、既存の都市基盤などの有効活用、都市機能の適正な誘導による持続可能な「コンパクトな都市」づくり
- 水害や津波、土砂災害などの発生のおそれのある土地の区域における被害の防止・軽減に向けた土地利用
- 豊かな自然とのふれあいや農業を通じた生産者と消費者との交流を深めるための、農村地域における農業や地域の自然・文化を活かした居住や交流の場づくりを支援



ドンデン山からの眺望

2. 都市連携・広域交通ネットワーク

- 高次都市機能の集積する新潟市や上越市など他都市圏の都市的サービスの享受や広域的な交流の拡大による観光活性化のため、本土とを結ぶ航路、航空路による交通ネットワークの充実
- 本圏域外の第三次救急医療施設の搬送拠点へのアクセス性の向上
- 本圏域内の第二次医療施設への冬の間の円滑な交通の確保や災害時の緊急車両の通行などにも配慮した、圏域内道路ネットワークの整備
- 既存施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新、統廃合、自治体間の相互利用などを検討

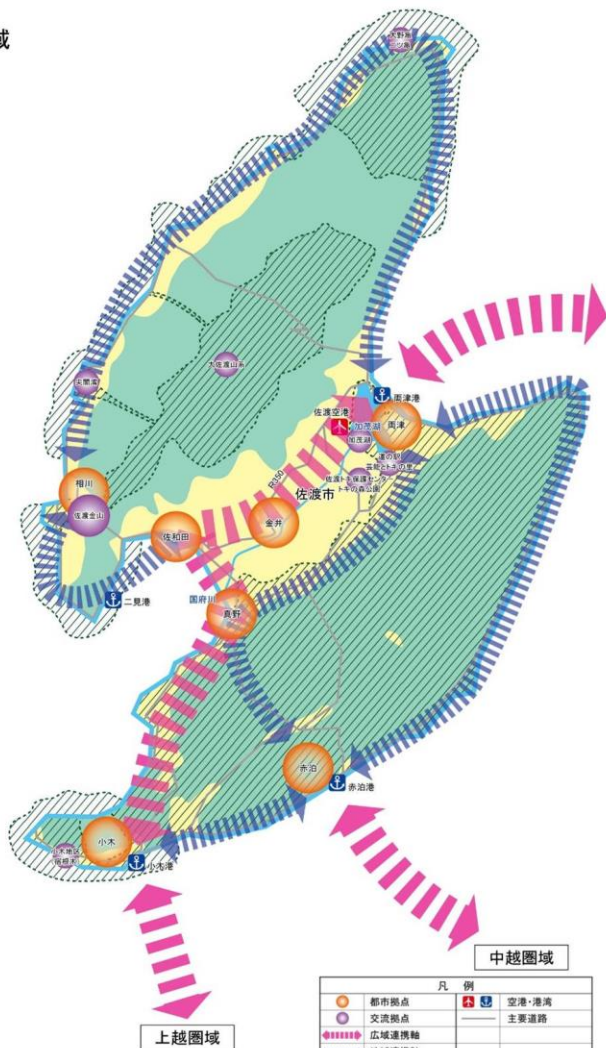


佐渡航路(おけさ丸)

基本理念

新潟県の都市計画は、「人口減少」「高齢化」「環境保全」「防災」を重要課題と捉え、今後の都市づくりの共通目標像を持続可能な「コンパクトな都市」づくりとする。

佐渡圏域



▲圏域方針図(都市構造)

凡 例	
都市拠点	空港・港湾
交流拠点	主要道路
広域連携軸	
地域連携軸	
市街地	
都市・農業地域	
森林地域	
自然公園地域	
河川・湖沼・海岸	

※注：土地利用を模式的に表現しています。

3. 自然的環境の整備又は保全

- 佐渡弥彦米山国定公園、小佐渡県立自然公園、それらの周辺を含む圏域内の森林の保全
- 国府川や加茂湖、島周囲の海岸部などの水環境は、重要かつ貴重な資源として保全と活用
- 世界農業遺産や日本ジオパークの認定や、世界文化遺産登録に向けた取組の基礎となる貴重な自然環境の保全と活用



春の加茂湖

4. 防災連携

- 真野公園などの防災活動拠点及び両津港などの緊急時物資輸送拠点と避難路や緊急輸送道路等のネットワークの強化
- 地域防災計画を基本とした、住民の意識啓発や海岸保全施設の整備などソフトとハードを組み合わせた総合的な対策実施による津波に強い都市の形成
- 県及び各市が連携した支援体制の充実などによる災害時の集落の孤立対策の強化

5. 広域景観

- 大佐渡山地や小佐渡丘陵などの山々、島の周囲を取り巻く変化に富んだ海岸線、国府川、加茂湖、トキと共生する里山など象徴的な景観資源と調和した、良好な景観づくりの推進
- 貴族、武家、町人の文化が島という特性と相まって佐渡固有の文化が形成されており、島全体に存在する歴史的・文化的に価値の高い建築物やまちなみ・集落など、地域の個性や魅力を支える多くの景観資源を将来にわたって継承されるよう保全
- 地域の合意と参加による、地域の自然・歴史・文化を活かした個性ある魅力的な景観づくり

宿根木のまちなみ
(重要伝統的建造物群保存地区)

6. 環境負荷の低減

- 市街地と周辺集落とを結ぶ公共交通の確保やサービス充実など、効果的・効率的な施策の検討
- みどり調和した環境負荷の少ない低炭素型の都市づくりの推進
- 本圏域に存在する多様な地域資源による再生可能エネルギー活用の推進

③ 佐渡都市計画区域マスタープラン について

佐渡都市計画区域

■区域の概況

- 区域の北部、西部及び南部には山地や丘陵が連なり、中央部に国中平野が形成されている。
- 西部の相川地域は南北に長い海岸線を持ち、尖閣湾や下相川から海府海岸一帯が「佐渡海府海岸」として国の名勝に指定されている。北東部の両津地域は両津湾に面し、加茂湖が北部の山地や海岸部と共に「佐渡彦弥米山国定公園」に指定されている。南西部の佐和田地域と真野地域は真野湾に面し、国府川が注いでいる。区域南部の真野地域・畑野地域は一部が丘陵地であり、「小佐渡県立自然公園」に指定されている。
- 市街地は、佐和田地域の真野湾沿い、金井地域の平野部において形成されている。
- 佐渡金銀山に代表される歴史遺産や能、鬼太鼓といった芸能、近年はトキの放鳥に関連する施設など、多くの観光資源を有する。
- 海路の結節点として両津港が配置され、国道350号が南の玄関口である小木港までを結ぶ。その他複数の県道により島内の交通ネットワークが形成されている。

I 都市計画の目標

1 基本的事項

(1)目標年次	現行：平成32年 ⇒ 改定：平成42年		
(2)範囲及び規模	都市計画区域名	市町村名	規 模
	佐 渡	佐渡市	行政区域の一部
	都市計画区域		24,352 ha
	計		24,352 ha

2 当該都市計画区域における都市づくりの方針

(2)当該都市計画区域の都市づくりの目標

①都市機能の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進

- ・今後の人口減少や高齢化を見据え、中心市街地及び拠点地域に都市機能の誘導を進め、にぎわいの創出を目指す。
- ・各都市拠点や交流拠点など、相互の連携の強化を図り、圏域内外との多様な交流の促進と産業の振興を目指す。

②多様で特徴的な地域資源の保全と活用

- ・山地から海岸までの変化に富んだ自然環境と離島特有の貴重な生態系を保全し、環境と共生する都市を目指す。
- ・離島として固有の歴史・産業・文化、優れた景観などを継承し、地域が誇れる資源として活用することを目指す。

③災害に対して安全・安心に暮らせる都市

- ・地震、水害、津波、波浪被害、土砂災害など多様な災害リスクに対して、災害の発生を抑制する防災対策と、被害を最小化する減災対策を図り、安全に安心して暮らし続けることのできる都市を目指す。

Ⅱ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1 区域区分の有無

本都市計画区域は区域区分を定めない。

附図-1：都市構造図
(佐渡都市計画区域)



佐渡圏域 広域都市計画マスタープラン【概要版】 佐渡都市計画区域マスタープラン

Ⅲ 主要な都市計画の決定の方針

◆策定方針＜変化する課題への対応＞

重要課題

人口減少

高齢化

環境保全

防災

これら課題に的確に対応するため、「防災」「景観」「環境負荷低減」の項目を追加

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- ◆ 市街地の拡大の抑制
- ◆ 既存インフラを活かした土地の有効利用
- ◆ アクセス性の良い市街地の形成
- ◆ にぎわいのある市街地の形成
- ◆ 災害の危険を考慮した計画的な土地利用
- ◆ 住宅の性能及び住環境の向上
- ◆ 豊かな農地や自然との調和
- ◆ 都市と農村との連携・交流の促進

- ✓ 佐和田地域の市街地：
土地利用の効率化などによる商業集積とにぎわいの創出
- ✓ 佐和田地域や両津地域の既存密集住宅地：
道路や建物の改善など、都市防災に配慮した居住環境の改善
- ✓ 金井地域の千種地区：
来訪者の利便に供する施設を想定した土地利用の転換
- ✓ 相川地域の市街地：
歴史的なまちなみの景観の保全と活用を図り、生活環境や防災性を向上
- ✓ 自然災害で被害の危険性のある区域：開発許可制度の運用で新規開発抑制



相川上町地区のまちなみ(京町通り)

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- ◆ 暮らしと命を守る道路の整備
- ◆ 人と地球にやさしい交通体系の整備
- ◆ 使いやすく魅力的な道路空間の整備
- ◆ 効率的な整備と既存ストックの維持・活用
- ◆ 水環境の保全と生活・都市環境の向上
- ◆ 水害に強い都市空間の整備
- ◆ 下水道等の計画的な整備及び健全な維持・更新
- ◆ 計画的な治水対策の推進
- ◆ 河川環境の整備と保全
- ◆ 根幹的な都市施設の計画的な整備及び維持・更新

- ✓ 広域幹線：国道350号
- ✓ 都市内幹線：
県道相川佐和田線、両津港線、佐渡一周線、両津真野赤泊線など
- ✓ 両津港、佐渡空港など：
駐車・駐輪場やパークアンドライド施設などの整備、改善で利便性向上
- ✓ 佐渡市公共下水道など：県汚水処理施設整備構想に基づき、計画的に整備促進
- ✓ 竹田川、長谷川など：河川整備計画を踏まえ整備を推進
- ✓ その他：広域的な影響に配慮。老朽化施設等は、再編統合も視野に効率的に配置、更新



県道佐渡一周線(沢根バイパス)

3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ◆ 多様なニーズに対応した中心市街地の形成
- ◆ 防災上危険な市街地の解消

- ✓ 都市機能の更新、居住環境の向上、オープンスペースの確保などを図るため、周辺の良好な環境に配慮しながら市街地整備を検討。必要に応じて市街地開発事業、地区計画等の導入を検討。

4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ◆ 地球環境を守る水と緑のネットワークの形成
- ◆ 身近な自然とのふれあいの場の形成
- ◆ 災害に強い都市の骨格の形成
- ◆ 地域の魅力ある景観の形成

- ✓ 緑地系統の骨格：トキが生息する山地、丘陵地の山林や農用地、国府川や石田川、新保川等の河川緑地
- ✓ 住民のレクリエーション需要に対応する公園：
つつじヶ丘公園、城址公園など
- ✓ 景観資源として保全：大佐渡山地の金北山や妙見山など
- ✓ 豊かな水辺景観を形成：加茂湖、国の名勝地である海岸線など



金北山

5 都市防災に関する都市計画の決定の方針

- ◆ 災害の危険を考慮した計画的な土地利用
- ◆ 災害時の都市機能の維持・継続
- ◆ 被害の防止・軽減に向けた対策の強化
- ◆ 地域の特性に応じた災害への対応
- ◆ 防災上危険な市街地の解消
- ◆ 災害に強い都市の骨格の形成
- ◆ 住宅の性能及び住環境の向上
- ◆ 暮らしと命を守る道路の整備

- ✓ 災害の発生するおそれのある土地は、土砂災害防止法等と連携し、既存建物の地区外移転・誘導を検討
- ✓ 河川・海岸施設等の計画的整備で安全性向上。ハザードマップ等の避難情報発信で防災意識を醸成
- ✓ 災害時の円滑な避難・救助活動等のため、緊急輸送道路等の重要な道路等の耐震化、ネットワーク化を推進
- ✓ 木造建築物が密集する市街地は、不燃化・耐震化、オープンスペース確保で災害に強い市街地形成を推進

6 都市景観に関する都市計画の決定の方針

- ◆ 広域的な景観要素の保全
- ◆ 地域を代表する景観資源の保全
- ◆ 良好な景観の保全に向けた取組
- ◆ 地域の魅力ある景観の形成の推進
- ◆ 豊かな農地や自然との調和
- ◆ 都市と農村との連携・交流の促進
- ◆ にぎわいのある市街地の形成

- ✓ 金北山、妙見山や国府川などの河川空間、加茂湖や美しい海岸線：
郷土を象徴する景観資源として保全するとともに、周辺の都市景観はそれらと調和
- ✓ 妙宣寺五重塔や北條家住宅、旧佐渡鉱山探鉱施設を中心とする金山の歴史に係る施設など：歴史文化や風情を感じさせる郷土景観として保全及び創出



妙宣寺五重塔

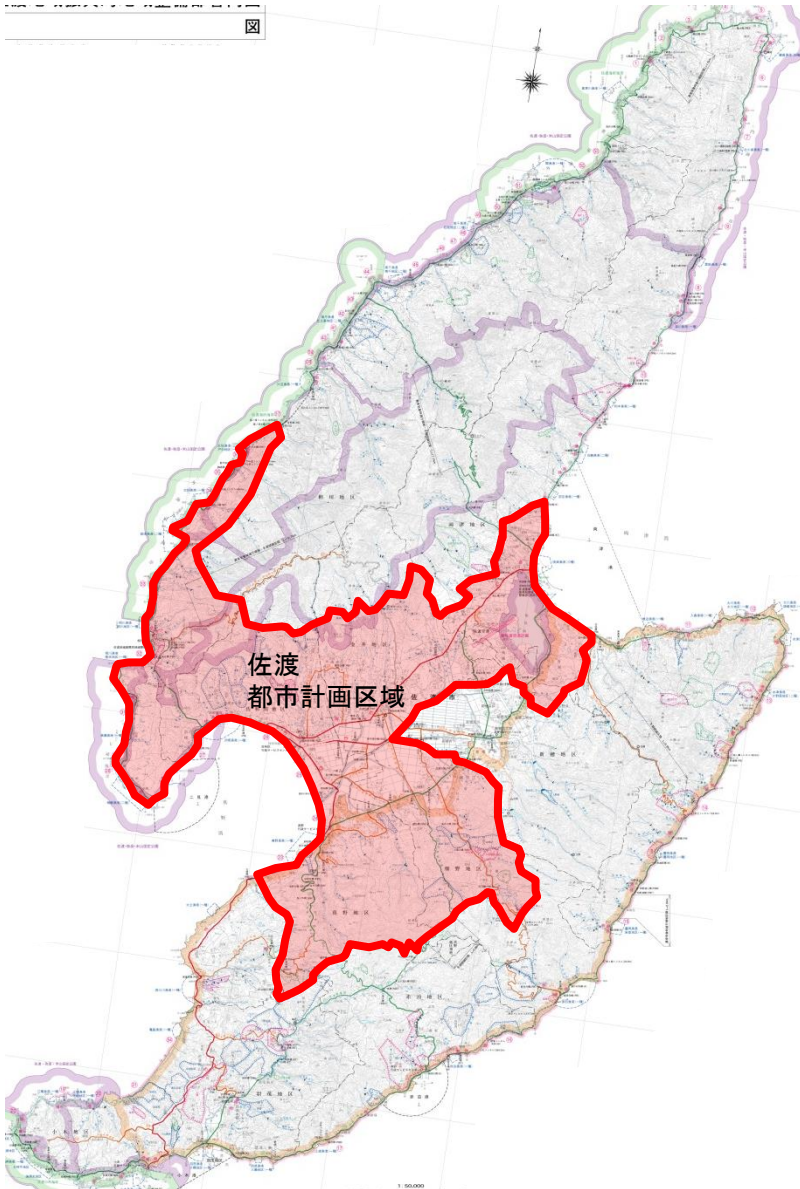
7 都市環境負荷の低減に関する都市計画の決定の方針

- ◆ 都市における資源・エネルギーの有効利用
- ◆ 地球環境を守る水と緑のネットワークの形成
- ◆ 身近な自然とのふれあいの場の形成
- ◆ アクセス性の良い市街地の形成
- ◆ 市街地の拡大の抑制
- ◆ 既存のインフラを活かした土地の有効利用
- ◆ 人と地球にやさしい交通体系の整備
- ◆ 住宅の性能及び住環境の向上

- ✓ 無秩序な市街地の拡大を抑制し、既存市街地内の低未利用地の活用や高度利用で、計画的な土地利用
- ✓ 公共交通との連携を図り、都市機能が集約した都市づくりを推進
- ✓ 地域に存在するエネルギー資源を有効に活用し、再生可能エネルギーの普及を促進
- ✓ 低炭素まちづくり計画や立地適正化計画制度の活用など、持続可能な都市づくりに向けた施策を展開

(3) : 都市計画区域名の変更に伴う名称
変更について
(佐渡市決定)

都市計画区域名の変更に伴う名称変更について①



● 都市計画区域（現行）

- 両 津 都市計画区域
- 相 川 都市計画区域
- 真 野 都市計画区域
- 佐和田 都市計画区域



● 都市計画区域を統合（4→1）

佐 渡 都市計画区域

都市計画区域名の変更に伴う名称変更について②

○名称変更する都市計画一覧

■道路

両津都市計画道路	3.5.1号	本線通り線
	3.5.2号	湊若宮線
	3.5.3号	両津相川線
相川都市計画道路	3.6.1号	仲町下相川線
	3.6.2号	大間中山峠線
	3.6.3号	下戸春日崎線
	3.7.4号	下相川千疊敷線
	3.7.5号	羽田町京町線
	3.5.6号	道遊線
	3.6.7号	城址公園線
真野都市計画道路	3.5.1号	両津小木線
	3.5.2号	両津真野線
	3.5.3号	真野赤泊線
	3.5.4号	山ノ手線
	3.6.5号	真野新町線
	3.5.6号	吉岡線
佐和田都市計画道路	3.4.1号	中原窪田線
	3.5.2号	長木窪田線
	3.5.3号	下町田町線
	3.5.4号	窪田本町線
	3.5.5号	中町線
	3.5.6号	諏訪町線
	3.5.7号	東窪田線
	3.4.8号	窪田沢根線

■公園

両津都市計画公園	2.2.1号	船場町公園
	2.2.2号	湊湖岸公園
	2.2.3号	梅津公園
	2.2.4号	かがみが丘公園(公園名変更)
相川都市計画公園	2.2.1号	下戸公園
	2.2.2号	柴町公園
	3.3.1号	相川公園
	5.4.2号	城址公園
真野都市計画公園	4.5.1号	真野公園
佐和田都市計画公園	2.2.2号	河原田公園
	2.2.3号	中原蓮池公園
	2.2.4号	鍛冶町公園
	2.2.5号	高浜町公園
	2.2.6号	八幡公園
	2.2.7号	佐和田公園
	3.2.8号	城ヶ丘公園
	6.4.1号	つつじヶ丘公園
	4.4.11号	金井町運動公園

■ごみ処理場

両津都市計画ごみ処理場	1号	両津クリーンセンター
佐和田都市計画ごみ処理場	1号	佐渡クリーンセンター

■市場

両津都市計画市場	1号	佐渡水産地方卸売市場
	2号	佐渡地方卸売市場

■汚物処理場

佐和田都市計画汚物処理場	1号	国仲清掃センター(廃止)
	2号	佐渡市し尿受入施設

■火葬場

両津都市計画火葬場	1号	青山斎場
相川都市計画火葬場	1号	相川斎場
真野都市計画火葬場	1号	永安館

■下水道

両津都市計画下水道	佐渡市公共下水道(両津処理区)
相川都市計画下水道	佐渡市特定環境保全公共下水道(相川処理区)
真野都市計画下水道	佐渡市公共下水道(国府川処理区)
	長石北都市下水路
	四日町都市下水路
佐和田都市計画下水道	佐渡市公共下水道(国府川処理区)

■用途地域

佐和田都市計画用途地域

■準防火地域

相川都市計画準防火地域
佐和田都市計画準防火地域

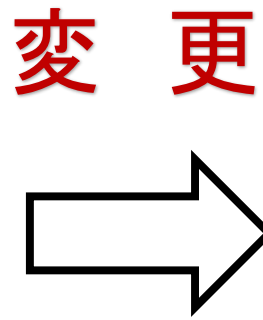
■臨港地区

両津都市計画臨港地区	両津港臨港地区(区域拡大)
------------	---------------

都市計画区域名の変更に伴う名称変更について③

■公園

両津都市計画公園	2.2.1号	船場町公園
	2.2.2号	湊湖岸公園
	2.2.3号	梅津公園
	2.2.4号	かがみが丘公園(公園名変更)
相川都市計画公園	2.2.1号	下戸公園
	2.2.2号	柴町公園
	3.3.1号	相川公園
	5.4.2号	城址公園
真野都市計画公園	4.5.1号	真野公園
佐和田都市計画公園	2.2.2号	河原田公園
	2.2.3号	中原蓮池公園
	2.2.4号	鍛冶町公園
	2.2.5号	高浜町公園
	2.2.6号	八幡公園
	2.2.7号	佐和田公園
	3.2.8号	城ヶ丘公園
	6.4.1号	つつじヶ丘公園
	4.4.11号	金井町運動公園



■公園

佐渡都市計画公園	2.2.1号	船場町公園
	2.2.2号	湊湖岸公園
	2.2.3号	梅津公園
	2.2.4号	城之上丘公園(公園名変更)
	2.2.5号	下戸公園
	2.2.6号	柴町公園
	3.3.1号	相川公園
	5.4.1号	城址公園
	4.5.1号	真野公園
	2.2.7号	河原田公園
	2.2.8号	中原蓮池公園
	2.2.9号	鍛冶町公園
佐和田都市計画公園	2.2.10号	高浜町公園
	2.2.11号	八幡公園
	2.2.12号	佐和田公園
	3.2.2号	城ヶ丘公園
	6.4.1号	つつじヶ丘公園
金井町運動公園	4.4.2号	金井町運動公園

都市計画区域名の変更に伴う名称変更について④

○名称変更後の都市計画一覧

■道路

佐渡都市計画道路	3.5.1号	本線通り線
	3.5.2号	湊若宮線
	3.5.3号	両津相川線
	3.6.4号	仲町下相川線
	3.6.5号	大間中山峠線
	3.6.6号	下戸春日崎線
	3.7.7号	下相川千畳敷線
	3.7.8号	羽田町京町線
	3.5.9号	道遊線
	3.6.10号	城址公園線
	3.5.11号	両津小木線
	3.5.12号	両津真野線
	3.5.13号	真野赤泊線
	3.5.14号	山ノ手線
	3.6.15号	真野新町線
	3.5.16号	吉岡線
	3.4.17号	中原窪田線
	3.6.18号	長木窪田線
	3.5.19号	下町田町線
	3.5.20号	窪田本町線
	3.5.21号	中町線
	3.5.22号	諏訪町線
	3.5.23号	東窪田線
	3.4.24号	窪田沢根線

■公園

佐渡都市計画公園	2.2.1号	船場町公園
	2.2.2号	湊湖岸公園
	2.2.3号	梅津公園
	2.2.4号	城之上丘公園(公園名変更)
	2.2.5号	下戸公園
	2.2.6号	柴町公園
	3.3.1号	相川公園
	5.4.1号	城址公園
	4.5.1号	真野公園
	2.2.7号	河原田公園
	2.2.8号	中原蓮池公園
	2.2.9号	鍛冶町公園
	2.2.10号	高浜町公園
	2.2.11号	八幡公園
	2.2.12号	佐和田公園
	3.2.2号	城ヶ丘公園
	6.4.1号	つつじヶ丘公園
	4.4.2号	金井町運動公園

■ごみ処理場

佐渡都市計画ごみ処理場	1号	両津クリーンセンター
	2号	佐渡クリーンセンター

■市場

佐渡都市計画市場	1号	佐渡水産地方卸売市場
	2号	佐渡地方卸売市場

■汚物処理場

佐渡都市計画汚物処理場		廃止
	1号	佐渡市し尿受入施設

■火葬場

佐渡都市計画火葬場	1号	青山斎場
	2号	相川斎場
	3号	永安館

■下水道

佐渡都市計画下水道	佐渡市公共下水道(両津処理区)	
	佐渡市特定環境保全公共下水道(相川処理区)	
	佐渡市公共下水道(国府川処理区)	

■下水路

佐渡都市計画下水路	長石北都市下水路	
	四日町都市下水路	

■用途地域

佐渡都市計画用途地域

■準防火地域

佐渡都市計画準防火地域

■臨港地区

佐渡都市計画臨港地区	両津港臨港地区(区域拡大)
------------	---------------

(4) : 佐渡都市計画下水道の変更について
(佐渡市決定)

佐渡都市計画下水道の変更について①

○名称変更に伴う面積の変更

汚水

変 更 前（既決定）	
種類及び名称	排水面積
佐和田都市計画下水道 佐渡市公共下水道 （国府川処理区）	約449ha
真野都市計画下水道 佐渡市公共下水道 （国府川処理区）	約264ha



変 更 後（変更決定）	
種類及び名称	排水面積
佐渡都市計画下水道 佐渡市公共下水道 （国府川処理区）	約713ha

雨水

変 更 前（既決定）	
種類及び名称	排水面積
佐和田都市計画下水道 佐渡市公共下水道 （国府川処理区）	約404ha
真野都市計画下水道 佐渡市公共下水道 （国府川処理区）	約249ha



変 更 後（変更決定）	
種類及び名称	排水面積
佐渡都市計画下水道 佐渡市公共下水道 （国府川処理区）	約653ha

佐渡都市計画下水道の変更について②

○地名表記の変更箇所一覧

名 称	施 設 名		変 更 前（既決定）	変 更 後（変更決定）
佐渡市公共下水道 （両津処理区）	下水管渠	処理場放流渠（起点）	佐渡市梅津字平沢	佐渡市梅津字中セ川原
		処理場放流渠（終点）	佐渡市梅津字平沢	佐渡市梅津字中セ川原
	その他施設	舟場町汚水中継ポンプ場	佐渡市梅津字袋尻	佐渡市梅津字浜田
		両津浄化センター	佐渡市梅津字平沢	佐渡市梅津字平沢、堂川原、川原、中セ川原、サキノ

佐渡市公共下水道 （国府川処理区）	下水管渠	国府川3号幹線（起点）	佐渡市四日町字千束町	佐渡市四日町字千速町
	その他施設	中興ポンプ場	佐渡市中興字柳田	佐渡市中興字西沖
		四日町ポンプ場	佐渡市四日町字千束町	佐渡市四日町字千速町

長石北都市下水路	下水管渠	長石北幹線（起点）	真野町大字四日町無番地	佐渡市四日町
		長石北幹線（終点）	真野町大字長石字西通	佐渡市長石字西通

四日町都市下水路	下水管渠	四日町1号幹線（起点）	真野町大字四日町字川端378番地	佐渡市四日町
		四日町1号幹線（終点）	真野町大字四日町字川端384番地	佐渡市四日町字川端
		四日町2号幹線（起点）	真野町大字四日町無番地	佐渡市四日町
		四日町2号幹線（終点）	真野町大字長石字西道99番地	佐渡市四日町字川端

(5) : 佐渡都市計画公園の名称変更について
(佐渡市決定)

佐渡都市計画公園の名称変更について①



佐渡都市計画公園の名称変更について②



(6) : 佐渡都市計画汚物処理場の変更について
(佐渡市決定)

「国仲清掃センター」の廃止について①



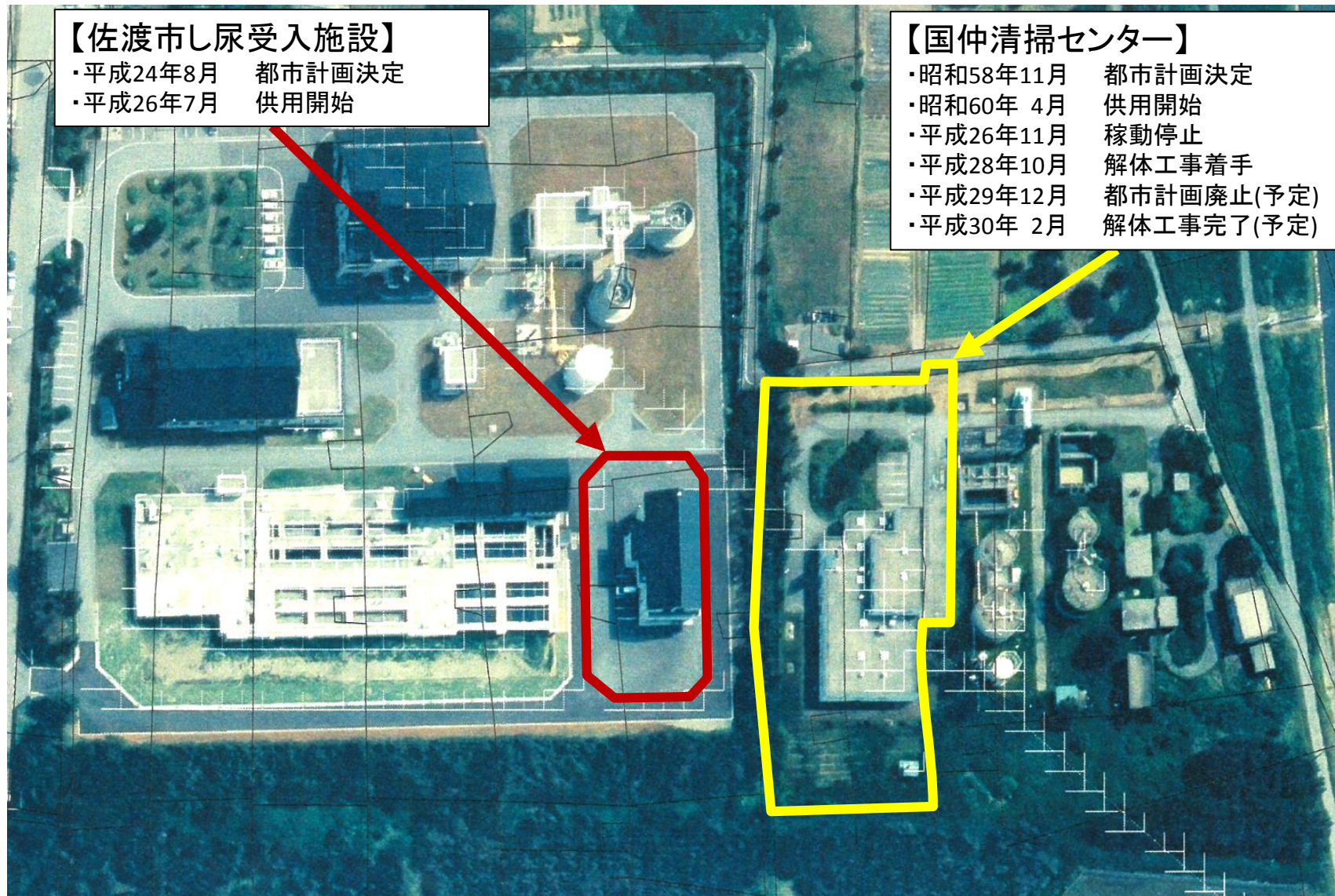
「国仲清掃センター」の廃止について②

【佐渡市し尿受入施設】

- ・平成24年8月 都市計画決定
- ・平成26年7月 供用開始

【国仲清掃センター】

- ・昭和58年11月 都市計画決定
- ・昭和60年 4月 供用開始
- ・平成26年11月 稼働停止
- ・平成28年10月 解体工事着手
- ・平成29年12月 都市計画廃止(予定)
- ・平成30年 2月 解体工事完了(予定)



(7) : 佐渡都市計画臨港地区の変更について
(新潟県決定)

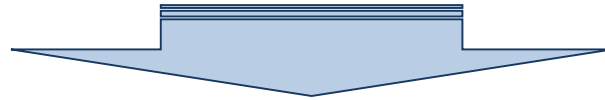
両津港の概要(位置)



臨港地区とは

臨港地区とは

- ・都市計画法第8条の規定により定められた地区
- ・港湾法第38条の規定により港湾管理者が定めた地区（都市計画区域外のみ）



港湾の機能を発揮するために、港湾の背後地の土地利用と調整を図るための制度

臨港地区に指定されると……

- ・別途指定される分区により一部の建築物等が規制されます。
- ・工場の新増設等一定の行為において届出が必要となります。

港湾計画の変更の必要性

平成28年2月 港湾計画の一部変更

【夷地区】

③賑わい空間創出

- ・ 土地利用計画の変更(ふ頭用地→緑地)
- ・ 小型さん橋1基を計画
(ビジターのヨットなどの受入れ機能強化)
- ・ 臨港道路(2車線)を計画
(ふ頭用地へのアクセス確保)

(参考)

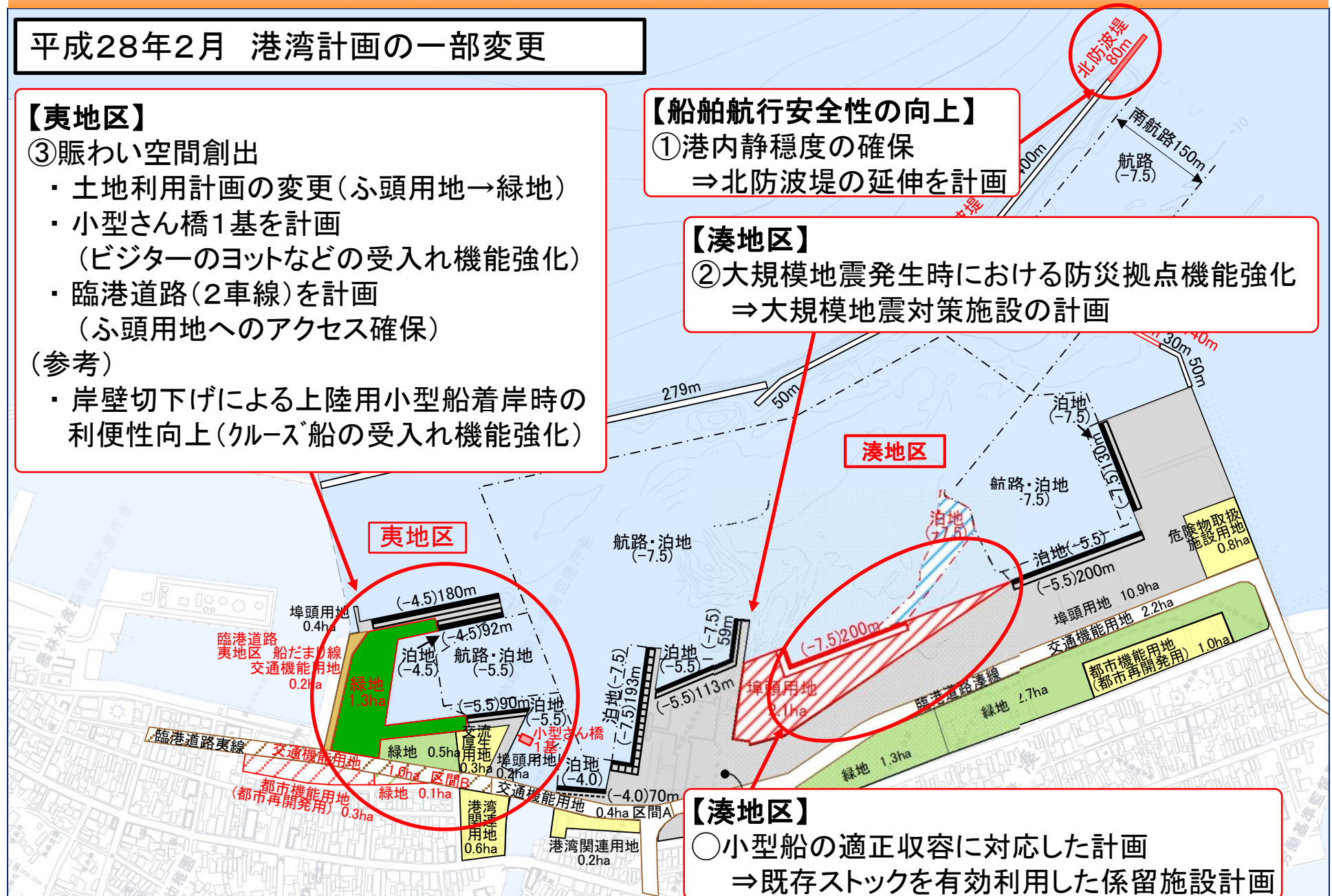
- ・岸壁切下げによる上陸用小型船着岸時の
利便性向上(クルーズ船の受入れ機能強化)

【船舶航行安全性の向上】

- ①港内静穏度の確保
⇒北防波堤の延伸を計画

【湊地区】

- ②大規模地震発生時における防災拠点機能強化
⇒大規模地震対策施設の計画





両津港臨港地区（変更前）